

## 第7回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和6年7月5日（金）
- 2 開会日時及び場所  
令和6年7月5日（金） 午後1時00分  
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和6年7月5日（金） 午後1時35分
- 4 委員氏名

### (1)出席者（19名）

|            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 松尾 茂敏  | 2 番 内田 弘幸  | 3 番 田島 真一  | 4 番 池田 兼三  |
| 5 番 山崎 正典  | 6 番 本田 浩   | 7 番 草野 英治  | 8 番 中川 實美  |
| 9 番 徳永 玉義  | 10 番 草野有美子 | 11 番 栄木 正孝 | 12 番 鶴崎 高幸 |
| 13 番 坂本 博  | 14 番 東 康敬  | 15 番 森崎 茂徳 | 16 番 笠原 勝  |
| 17 番 小筏 正治 | 18 番 林田 剛  | 19 番 馬場 保  |            |

### (2)欠席者（なし）

### 5 議事に参与した者

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 高木 謙次 |
| 次 長   | 内田 啓輔 |
| 参 事 補 | 酒井 伸也 |

### 6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第32号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 報告第6号 非農地判断の取消について
- 日程第7 報告第7号 非農地通知の発出について

---

午後1時00分開会

○議長（馬場 保君） 始めたいと思います。

まず、事務局にお願いします。

○事務局長（高木 謙次君） 今日、退任される委員さんの最後の総会になりますので、円滑に議事が進みますようよろしくお願いします。

それでは、ただいまから令和6年第7回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

その前に、議案の変更をお願いしたいと思います。

議案書の10ページになります。申請番号1番、議案書10ページの申請番号1番です。

申請地の欄の1行目、2行目、地番が674の2と718の1の2筆については、貸付人と借受人双方の申出により貸借契約をしないということで、削除をお願いします。

それと同じく一番下、4行目です。地番の1269番につきましては、面積が「2,820m<sup>2</sup>」となっておりますが、「700m<sup>2</sup>」に訂正をお願いします。（「どこ」と言う者あり）4行目の1269番地です。（発言する者あり）2,820を700m<sup>2</sup>に訂正をお願いします。

この削除と面積の訂正に伴いまして、その下の合計のところ、田の2筆については削除をお願いします。

次に、畑の2筆の数字「3,567m<sup>2</sup>」を「1,447m<sup>2</sup>」に訂正をお願いします。

それとあと、合計が4筆の「4,012m<sup>2</sup>」となっておりますが、2筆の「1,447m<sup>2</sup>」に訂正をお願いします。

あとこの訂正に伴いまして、右端の金額の欄ですけれども、「6万円」を「2万1,000円」に訂正をお願いします。

以上ですが、よろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

それでは始めたいと思いますが、議事進行上、発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日、欠席委員はおりませんので、会長に開会をお願いします。

○議長（馬場 保君） 局長からも話がありましたように、今日は我々任期の3年になるんで、最後の総会となります。どうかスムーズに最後までご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

それでは始めます。

ただいまから、令和6年第7回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、8番、中川實美委員、11番、栄木正孝委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第２、議案第２９号、農地法第３条第１項の規定による許可申請についてから、日程第７、報告第７号、非農地通知の発出についてまでの議案４件、報告２件となります。

それでは、日程第２、議案第２９号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書２ページを御覧ください。

〔議案第２９号の朗読〕

議案書３ページ、申請番号１９番から２４番まで６件の申請がっております。詳しくは別添１を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（１３番 坂本 博君） 議席番号１３番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号１９番から２０番です。

申請番号１９番は、譲受人が家庭菜園程度から農業を始めたいため、譲り受ける案件です。

申請番号２０番は、耕作利便のため、譲り受ける案件です。

申請番号１９番から２０番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号１９番から２０番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（１番 松尾 茂敏君） 議席番号１番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号２１番から２２番です。

申請番号２１番は、譲受人が規模拡大のため、取得する案件です。

申請番号２２番は、譲受人が新規就農され、農地として譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号２１番から２２番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（３番 田島 真一君） 議席番号３番、西部調査会長の田島です。

西部調査会関係分は、申請番号２３番と２４番です。

申請番号２３番は、空き家を購入し、市外から移住する譲受人が小面積の農地も一緒に購入する案件です。家庭菜園程度しかできない小面積の農地です。

次に、２４番は、高齢のため耕作できないので、甥の譲受人に贈与する案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号２３番から２４番について、ご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２９号、申請番号１９番から２４番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第３０号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書５ページを御覧ください。

〔議案第３０号の朗読〕

議案書６ページ、申請番号２番の１件の申請がっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いします。

○委員（１３番 坂本 博君） 議席番号１３番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号２番です。

申請番号２番の申請地は、農振白地、１０ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地であることから、第２種農地と判断しました。申請目的は通路用地の拡幅です。残地については、資材置場及び駐車場として利用するものです。

申請番号２番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号２番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございません

か。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第30号、申請番号2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第31号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号12番から13番の2件の申請があっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号12番です。

申請番号12番の申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。例外規定の集落接続で、許可に関して何ら問題のないものと考えられます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号12番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号13番です。

申請番号13番の申請地は、農振白地、愛野支所から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は宅地分譲用地です。一般社団法人が分譲し、販売する計画です。許可に関して特に問題ないものと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号13番について、ご質疑がありましたらお願いします。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 農地とはまたちょっと違うんですけど、今現在、愛野辺りにはアパートとかいっぱい建てられているんですけど、ここに入所された方はほとんど雲仙市の住民になっていらっしゃるんですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 住民票を移しているかどうかというようなお尋ねでしょうか。

○委員（17番 小筏 正治君） そうですね。

○事務局次長（内田 啓輔君） 逐一調べたわけではないんですが、ほとんど住民票を移されているようなケースが多いとお聞きしております。個別によっては分かりません。

○委員（17番 小筏 正治君） ちょっと聞いたことで、なかなか、市外というか、住民票を移さずにそのままおって、地域の自治会あたりにも入らずにということを前のときに聞いたことがあるけど、できればせつかくこういうところに住まれるんだったら、雲仙市に籍を入れてもらえたらどうかなどは思うんですけど、1回調べとって、たしか入ってない人がおらず、多かと思うよ。

○事務局次長（内田 啓輔君） 中にはそういったケースも、例えば転勤族とか、そういった方はなかなか入りづらい部分もあるかもしれません。雲仙市としましても、市民になっていただくような助成とか、そういったのも取り立ててやっているようでございますので、市としても努力はしているようでございます。

すいません、よその所管のことなので、詳細は分かりませんが、市としてはそういう構えでいるようですので、ご理解をお願いします。

○委員（17番 小筏 正治君） せつかく、やっぱり雲仙市の市民になるようにということで、ちょっと聞いてみました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（17番 小筏 正治君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第31号、申請番号12番から13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご意見ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第32号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 9 ページを御覧ください。

〔議案第 32 号の朗読〕

議案書 10 ページ、整理番号 1 番から議案書 23 ページ、整理番号 25 番までです。整理番号 1 番から 6 番は貸借に係る案件、整理番号 7 番から 14 番までは所有権移転に係る案件、整理番号 15 番から 25 番までは農地中間管理機構に貸し付ける配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添 3 を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案 32 号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号 1 番から 6 番についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号 7 番から 14 番についてご質疑ありませんか。林田委員。

○委員（18 番 林田 剛君） 18 番、林田です。整理番号 7 番の案件ですが、購入者というか、引受人が諫早市の住所になっていますが、この方、出作で経営されるということでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局の説明を求めます。

○事務局長（高木 謙次君） すいません、確認はできておりません。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） よかですか。

○委員（18 番 林田 剛君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

○委員（15 番 森崎 茂徳君） これは出作なら、耕作面積は分からんはずじゃと思うけど、書いてありますね、ですね。（「経営面積」と言う者あり）農業をする人がというわけじゃから、耕作面積を書いとるんですよ。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を。

○事務局長（高木 謙次君） 市外の方について、台帳上整理できておりませんので。（「市外のばっか」と言う者あり）はい、島原とかの方についても、ここはもう空白となって出てきます。（発言する者あり）一応多分調べてはあると思うんです。ただ、これが、そのシステムから出しておるので、そこには出てこない。

○事務局次長（内田 啓輔君） 次のページの島原、譲受人の島原が 2 件ありますが、そこも表示がされていない。システム上、よその町の経営されている面積は表示ができていない状況です。

○委員（15 番 森崎 茂徳君） なるべくなるなら、やっぱり記入しとったほうがよかとやないかなと思ってですね。

○事務局長（高木 謙次君） こちらのほうには、一応確認した面積を記入してありますので。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 書いとると。

○事務局長（高木 謙次君） はい。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） こっちだけ。

○事務局長（高木 謙次君） これはシステムから出ている。（発言する者あり）そうです。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかに何かご質疑ございませんか。池田委員。

○委員（２番 内田 弘幸君） 耕作者の住所は諫早かもしれんけど、雲仙市にある農地の面積ぐらいは、ここに経営面積として書く必要があるとやなかかな。諫早の人で、諫早の農地に関してはここに書かんでもよかけど、システムがどうのこうと言ったけど、ここはしかし、雲仙市の経営面積があれば書く必要があると思います。

○事務局長（高木 謙次君） 台帳に記載されるのが一番いいかと思うんですけども、これはもうシステムのほうから出されたものですので、内容についてはこちらの別添のほうで見ていただければと思います。

○委員（２番 内田 弘幸君） いや、別添では１町３反って書いてあるだけで、どこどこということとは書いてなかけん、ここで分かる範囲でいくなら、諫早市であろうが何であろうが、雲仙市で何反持っているというのは書かんことには分らんじゃなかですか。諫早市で、あと、今４反買うたけど、ここに１町３反あるけど、１町３反全部諫早なのか、その中の幾らかは、経営はここでしよるもんか、雲仙市でですね。それは、やっぱりここにこの基盤強化法のこれにはシステムがなかなか、システムをちゃんとつくって、これ入れる必要があるよ。これは、ほたっておられんよ、これを早急にしないと。

○事務局長（高木 謙次君） 頂きました意見を基に、そういったことができるかどうか確認して、今後できる限り入れるように努力したいと思います。

○議長（馬場 保君） よかですか、内田委員。

○委員（２番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら、次に、農地中間管理事業に係る申請番号１５番から２５番についてご質疑ございませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。



お諮りします。議案第32号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、報告第6号、非農地判断の取消についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書24ページを御覧ください。

〔報告第6号の朗読〕

議案書25ページ、この報告については、非農地通知について異議申立てされた分を令和6年5月の調査会時に委員の協力を得た上で再度農地利用調査をした結果、非農地判断を取り消し、その旨を所有者に発送したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第6号に対する質疑を行います。質問等ありましたらお願いします。質問等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告第6号に対する質疑を終わります。

次に、日程第7、報告第7号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書26ページを御覧ください。

〔報告第7号の朗読〕

議案書27ページ、この報告については、個人申請された分について、令和6年5月に地元委員の協力を得た上で、農地利用状況調査の結果、非農地と判断し通知を発送したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第7号に対する質疑を行います。質問等がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告第7号に対する質疑を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 1 時35分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 7月 5日

議 長

署名委員

署名委員